

年齢 65 歳以上の方に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置

年齢 65 歳以上で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方に対する非課税措置は、平成 18 年度から廃止となりました。

ただし、経過措置として、平成 17 年 1 月 1 日現在 65 歳以上で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方に対する均等割額及び所得割額については、平成 19 年度に限り以下のとおりとなります。

(1) 均等割額

市民税 2,000 円

県民税 600 円

(2) 所得割額

市民税、県民税とも所得割額から、その 3 分の 1 相当額を控除した金額が課税されます。

	均等割		所得割
	県民税	市民税	
平成 18 年度	300 円	1,000 円	1/3 を課税
平成 19 年度	600 円	2,000 円	2/3 を課税
平成 20 年度~	1,000 円	3,000 円	全額課税